みんなの支えでいきいきとした生活を

猿払村の

介護保険

制度とサービス利用の手引き

（令和8年8月版）

猿 払 村

介護保険は高齢者の暮らしをみんなで支えるしくみです

平成１２年にスタートした介護保険は、高齢による身体機能の衰えや、病気やケガなどによって介護が必要になったときも住み慣れた地域で、安心して暮らしていけることを目指すとともに、いつまでも自立した生活を送れるよう、介護が必要な方とその家族を社会全体で支えるための公的なサービスです。

もくじ

○介護保険制度のしくみ　P1
　制度の概要
○サービスの利用方法　P2～P3
　サービスを利用するために①
　サービスを利用するために②
○利用できる介護サービス　P4～P8
　在宅・施設・地域密着型サービス
　　◎在宅サービス
　　◎施設サービス
　　◎地域密着型サービス
　介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）
　　◎介護予防・生活支援サービス事業
　　◎一般介護予防事業
　生活環境を整えるサービス
○介護サービスの利用者負担　P9～P１０
　介護予防サービスの自己負担割合の判定基準
　介護保険で利用できる上限額
　施設を利用するサービスの利用者負担
○利用者負担の軽減　P１１～P１２
　居住費、食費の負担軽減
　利用者負担が高額になったときの負担軽減
　介護保険と医療保険の支払いが高額になったときの負担軽減
○わたしのまちの介護保険料　P１３～P１４
　保険料の決まり方・納め方
　　◎基準額の決まり方（年額）
　　◎猿払村の介護保険料（６５歳以上の方）
　　◎介護保険料の納め方
○介護保険以外のサービス　P１５
　猿払村独自の保健福祉サービス

介護保険制度のしくみ

制度の概要

介護保険は、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための制度です。40歳以上の皆さんが加入者(被保険者)となり、保険料を納め、介護が必要になったときには、費用の一部を負担することで介護保険サービスを利用できます。運営の主体は村が行っています。

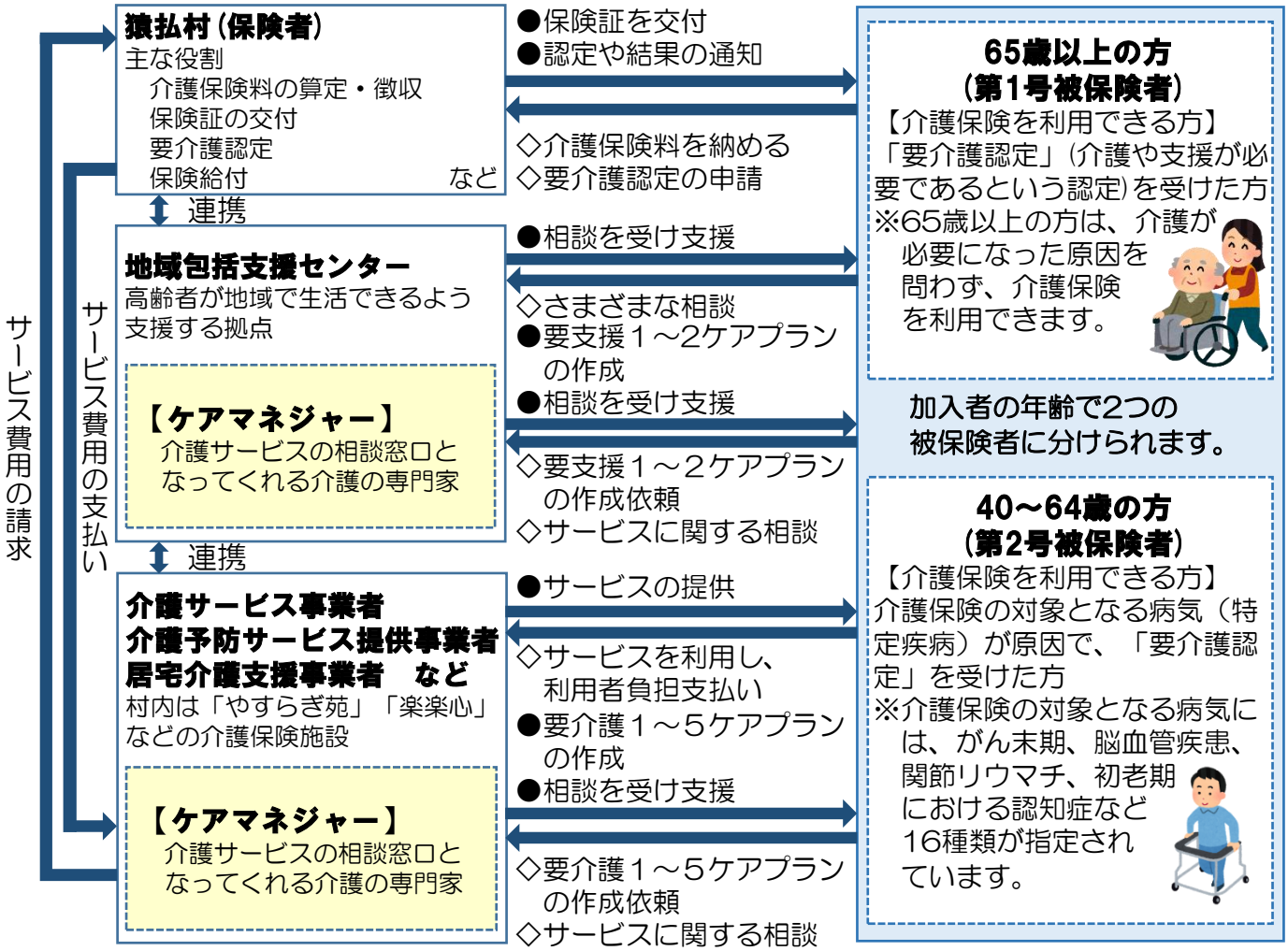

「地域包括支援センター」とは？

地域包括支援センターは、地域の高齢者の総合相談窓口で、村が運営しています。

猿払村地域包括支援センター
猿払村鬼志別南町243番地
「楽楽心（ららはーと）」内
電話：01635-2-2090

【主にどんなことをするの？】
- 高齢者やその家族、地域住民からの介護や福祉に関する相談への対応、支援
- 自立した生活ができるよう介護予防ケアプランの作成や介護予防事業の実施
- 高齢者に対する虐待の防止や成年後見制度の利用支援　など

「ケアマネジャー」とはどんな人？

ケアマネジャーは、正式には介護支援専門員といい、利用者の希望や心身の状態にあったサービスが利用できるように導いてくれる介護サービスの窓口役です。

【ケアマネジャーの役割は？】
- 要介護認定の申請代行
- ケアプランの作成
- サービスの再評価とサービス計画の練り直し
- 介護サービス事業者との連絡調整　など

「居宅介護支援事業者」ってなに？

ケアマネジャーを配置して、サービス提供事業者との連絡や調整を行う事業者です。村が指定をした事業者は以下のとおりです。

社会福祉法人　猿払福祉会　さるふつやすらぎ苑　居宅介護支援事業所
猿払村鬼志別北町70番地　電話：01635-3-4046

サービスの利用方法

①サービスを利用するために

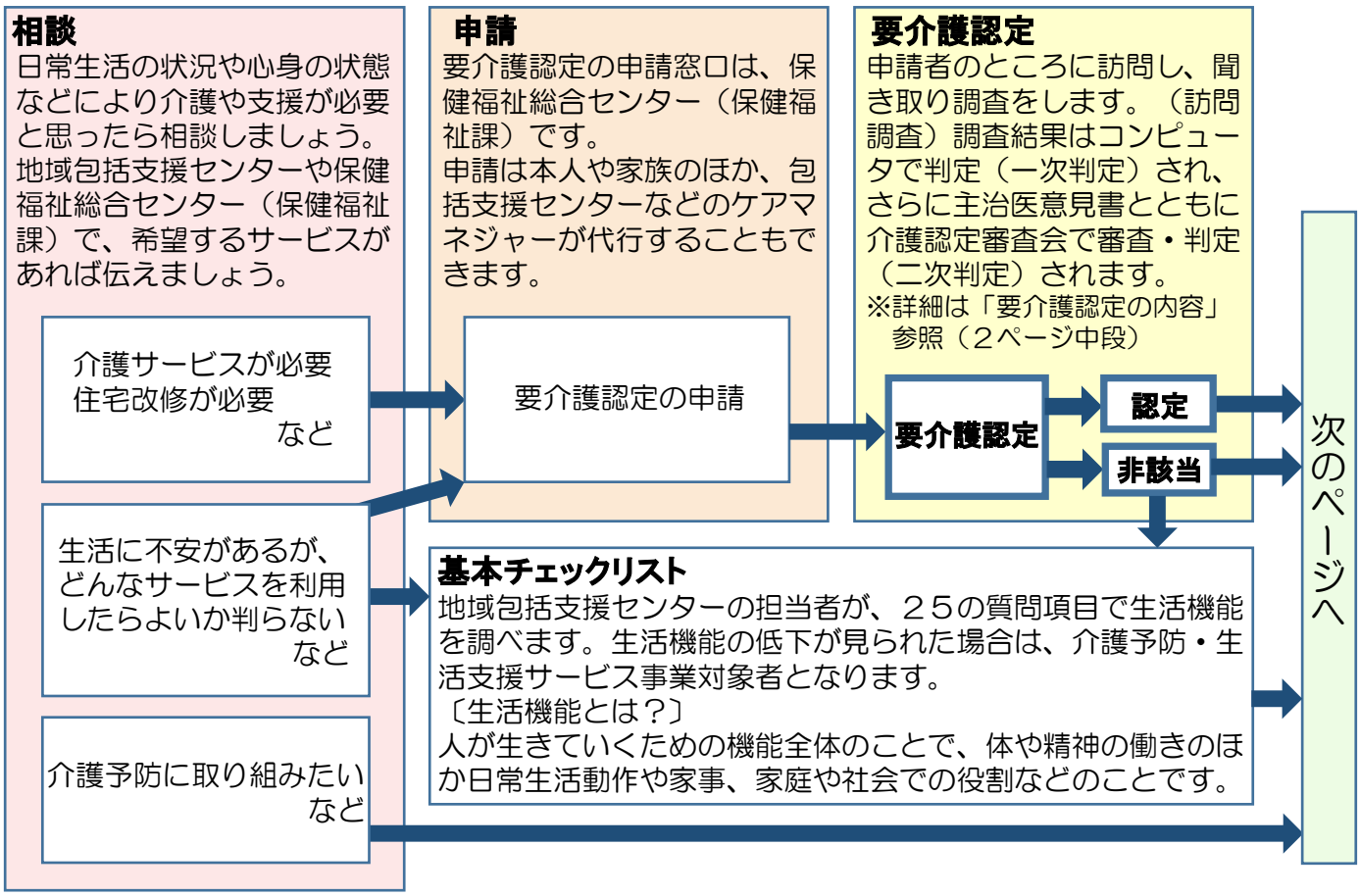

要介護認定の内容

●訪問調査

介護認定調査員（村の職員や委託されたケアマネジャーなど）がご自宅や入院・入所先などを訪問し、心身の状態や日中の生活、家族・居住環境などについて聞き取り調査を行います。基本調査では、「片足で立っていられるか」「何かにつかまらないで起き上がれるか」など、あらかじめ定められた７４項目にしたがって、質問をします。

【訪問調査の主な調査項目】

◎基本調査

●麻痺などの有無　●拘縮（こうしゅく）の有無　●寝返り　●起き上がり　●座位保持　●歩行　●洗身
●つめ切り　●視力・聴力　●移乗・移動　●排泄　●清潔　●両足での立位保持　●えん下・食事摂取
●立ち上がり　●片足での立位　●衣服の着脱　●外出頻度　●意志の伝達　●記憶・理解　●問題行動
●薬の内服　●金銭の管理　●日常の意思決定　●社会生活への適応　●過去１４日間に受けた医療
●日常生活自立度

◎概況調査

◎特記事項（調査時に聞き取った本人の状態や実際の介護の状況など詳しい内容を記載したもの）

●主治医の意見書

村の依頼により主治医が意見書を作成します。意見書は、生活機能の低下の原因になった病気やけが、治療内容、心身の状態などについて、記載してもらった書類です。

※主治医がいない方は、地域包括支援センターなどが紹介する医師の診断を受けます。

●一次判定

訪問調査の結果や、主治医の意見書の一部の項目をコンピュータ入力し、一次判定を行います。

●二次判定（介護認定審査会）

市町村が任命する保健、医療、福祉の学識経験者5人で行われる会議で、宗谷北部介護認定審査会として3市町村（稚内市・豊富町・猿払村）にて共同設置されています。申請した人の介護の必要性について、いろいろな面から審査します。

②サービスを利用するために

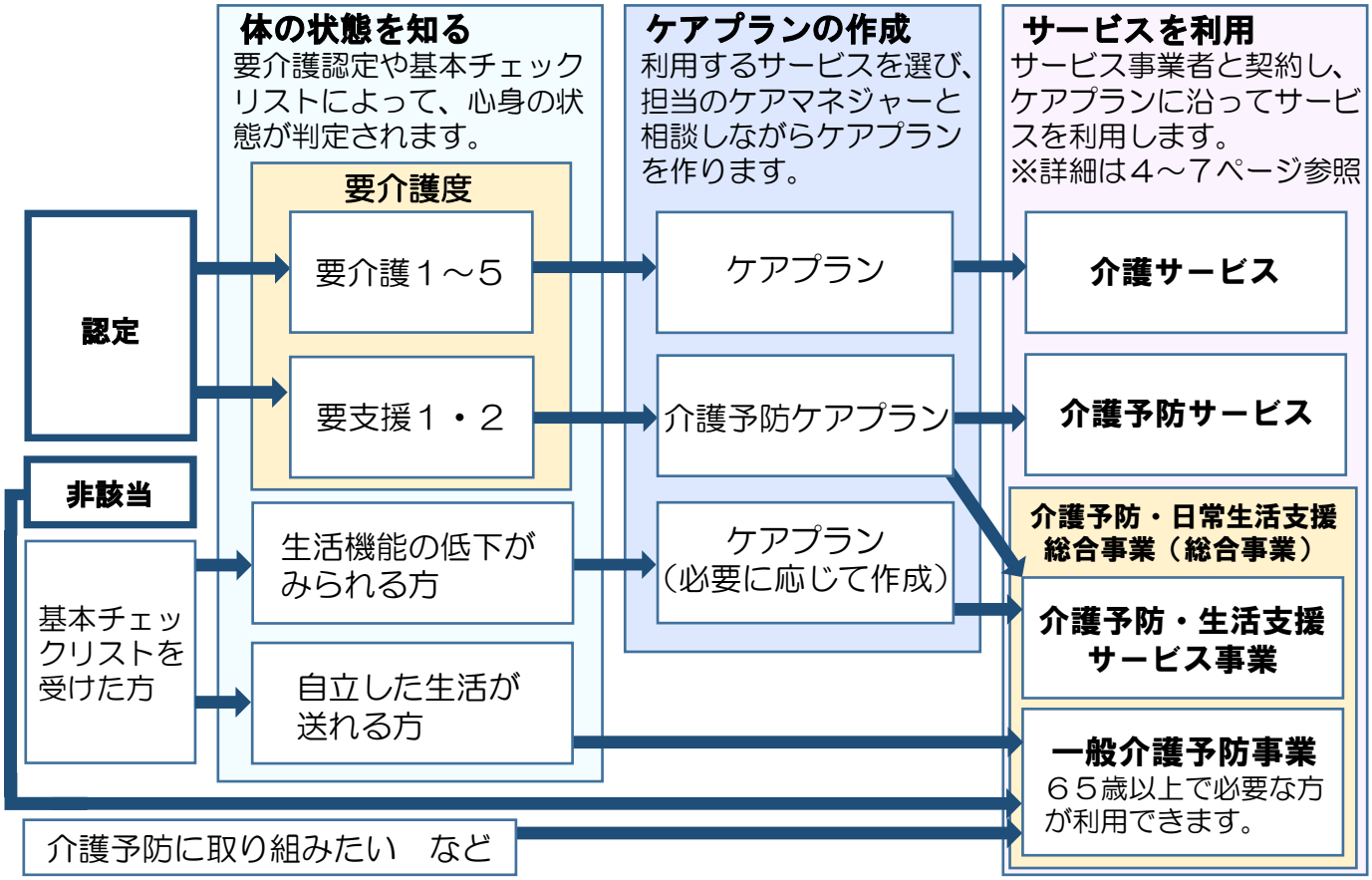

「ケアプラン」とは？

介護サービスを利用される方の希望に沿ったサービスが利用できる様、利用者の心身状態や家族状況、生活環境などに配慮し、利用するサービスの種類や内容を定めた「サービスの利用計画」の事です。利用者がつくることもできますが、通常は居宅介護支援事業所（やすらぎ苑）や小規模多機能型居宅介護事業所（楽楽心）、地域包括支援センターなどのケアマネジャーに依頼し、プランを作成します。

要介護度

介護認定審査会の判定結果に基づいて、「要介護１～５」「要支援１・２」「非該当」の区分に認定されます。認定された区分により、利用できるサービスが異なります。

状態区分	本人の状態（※説明は目安です）
軽 介護が必要な度合い 重	
要支援１	基本的に日常生活の能力はあるが、要介護状態とならないように一部支援が必要。
要支援２	立ち上がりや歩行が不安定。排せつ、入浴などで一部介助が必要であるが、身体の状態の維持または悪化の防止のために支援が必要な状態。
要介護１	立ち上がりや歩行が不安定。排せつ、入浴などで一部介助が必要。
要介護２	起き上がりが自力では困難なことがある。排せつ、入浴などで一部または全介助が必要。
要介護３	起き上がり、寝返りが自力ではできないことが多い。排せつ、入浴、衣服の着脱などで介助の量が増えてくる。
要介護４	日常生活能力の低下が見られ、排せつ、入浴、衣服の着脱などで全介助になることが多い。
要介護５	日常生活全般にわたって介助なしには生活できない状態。意思伝達も困難になる場合がある。

利用できる介護サービス

在宅・施設・地域密着型サービス

介護保険で利用できる介護サービスは、介護を受ける場所によって、大きく３つに分けることができます。ひとつは自宅で生活しながら利用できる**「在宅サービス」**、もう一つは施設に入所して受ける**「施設サービス」**です。さらに、在宅と施設の両方で受けられる**「地域密着型サービス」**もあります。

◎在宅サービス

住み慣れた自分の家で受けられる在宅サービスには、「訪問」「通所」「宿泊」の3つの柱があります。サービスを利用することで介護をする側とされる側、両方の負担が軽減されます。

■自宅訪問を受けて利用する

【要介護】訪問介護（ホームヘルプ）
ホームヘルパーが自宅を訪問し、身体介護や生活援助を行います。

【身体介護】
・食事、入浴、排せつの介助
・衣類の着脱の介助　・服薬の確認　など

【生活援助】
・住居の掃除　・食事の準備、調理
・洗濯　・買い物　・薬の受け取り　など

⚠ 以下のサービスは介護保険の対象となりません。

●利用者以外の家族のための家事
・利用者以外の家族のための洗濯、調理、布団干し　・自家用車の洗車、掃除
・来客の応対　・主として利用者が使用する居室等以外の掃除　など
●日常生活の家事の範囲を超えるもの
・花木の水やり、草むしり　・話し相手のみ、留守番　・ペットの世話
・大掃除、窓のガラス拭き、床のワックスがけ　など
●金銭・貴重品の取扱い
・預金の引き出し、預け入れ
●リハビリや医療行為
●利用者本人が不在のとき

事業所名　**さるふつやすらぎ苑訪問介護事業所**
住所　**猿払村鬼志別北町70番地**
連絡先　**電話：01635-3-4046　FAX：01635-2-3093**
営業日・時間　**平日・土曜日・日曜日・祝日　8時30分～17時30分**

【要介護】訪問看護
【要支援】介護予防訪問看護
疾患などを抱えている方について、看護師などが自宅を訪問して、療養上の世話や診療の補助をします。
【要介護】居宅療養管理指導
【要支援】介護予防居宅療養管理指導
医師などが居宅を訪問し、療養上の管理や指導をします。

事業所名　　**猿払村訪問看護ステーション**
住所　　**猿払村鬼志別南町243番地 楽楽心内**
連絡先　　**電話：01635-2-3331　FAX：01635-2-3480**
営業日・時間　**平日　8時30分～17時15分**

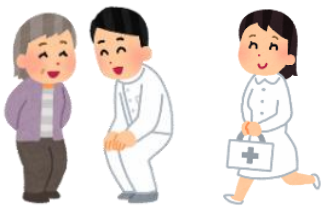

【要介護】訪問リハビリテーション
【要支援】介護予防訪問リハビリテーション
自宅での生活行為を向上させるために、理学療法士などが自宅を訪問してリハビリテーションを行います。

事業所名　　**老人保健施設ら・ぷらーさ（訪問看護ステーション あい）**
住所　　**稚内市栄１丁目24番１号**
連絡先　　**電話：0162-29-4322　FAX：0162-29-4323**
営業日・時間　**平日　8時45分～17時15分**

■短期間施設へ入所する（ショートステイ）

【要介護】短期入所生活介護
【要支援】介護予防短期入所生活介護
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に短期間入所することで、食事・入浴などの介護や機能訓練などが受けられます。

事業所名　　**さるふつやすらぎ苑短期入所生活介護**
住所　　**猿払村鬼志別北町70番地**
連絡先　　**電話：01635-3-4046　FAX：01635-2-3093**
営業日・時間　**平日　8時30分～17時30分**
部屋数　　**９部屋**

◎施設サービス

介護保険制度で利用できる「施設サービス」には、さまざまな種類や入居の条件があります。専門家による介護を受けられることや、緊急時にも安心できる対応など、多様なニーズに応えています。村内では、介護老人福祉施設１か所となります。

■施設に入所する

【要介護】介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

常時介護が必要で、自宅での介護が困難な人が対象の施設です。食事や入浴など日常生活上の介護や健康管理が受けられます。

※新規入所は原則として要介護3～５の人が対象です。

事業所名　特別養護老人ホームさるふつやすらぎ苑
住所　猿払村鬼志別北町70番地
連絡先　電話：01635-3-4046　FAX：01635-2-3093
入所定員　30名

◎地域密着型サービス

認知症高齢者や一人暮らしの高齢者が要介護状態になっても、できる限り住み慣れた地域で生活が継続できるように支援を行うサービスです。在宅と施設利用の両方のサービスがあり、地域密着で介護を支えます。

※原則として他の市区町村の地域密着型サービスは利用できません。

【要介護】小規模多機能型居宅介護
【要支援】介護予防小規模多機能型居宅介護

通いを中心に、利用者の選択に応じて訪問や泊まりのサービスを組み合わせて提供します。

※食費、日常生活費、宿泊費は別途負担となります。

事業所名　小規模多機能型居宅介護施設　楽楽心（ららはーと）
住所　猿払村鬼志別南町243番地
連絡先　電話：01635-2-2722　FAX：01635-2-2711
利用定員　登録29名
営業日・時間　訪問　：平日・土曜日・日曜日・祝日　終日
通い　：平日・土曜日・日曜日・祝日　９時00分～16時00分（延長可）
泊まり：平日・土曜日・日曜日・祝日　17時00分～９時00分
部屋数・定員　９部屋・29名

【要介護】認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
【要支援２】介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症と診断された高齢者が共同で生活しながら、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練が受けられます。

※要支援1の方は入居できません。

事業所名　グループホーム　かやのみ
住所　浜頓別町北１条４丁目８番地
連絡先　電話：01634-2-2115　FAX：01634-2-2214
利用定員　２ユニット　18名

【要介護】地域密着型通所介護（デイサービス）

定員が１０人以下の小規模な通所介護です。
自宅からの送迎により、食事・入浴などの介護や機能訓練などが日帰りで受けられます。

事業所名　　デイサービスセンターさるふつやすらぎ苑
住所　　猿払村鬼志別北町70番地
連絡先　　電話：01635-3-4048　FAX：01635-2-3093
営業日・時間　平日　8時30分～17時00分　送迎サービス　あり

介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）

要介護認定で要支援１・２と認定された方は、村が行う「介護予防・生活支援サービス事業」が利用できます。また、自立した生活を送ることができる方は「一般介護予防事業」に参加できます。

◎介護予防・生活支援サービス事業

【対象者】

- **要支援１・２の人**
- **生活機能の低下がみられた人（介護予防・生活支援サービス事業対象者）**

訪問型サービス「介護予防訪問介護（ホームヘルプ）」

ホームヘルパーが自宅を訪問し、身体介護や生活援助を行います。
※事業所名等は、在宅サービス「訪問介護」（４ページ）を参照

通所型サービス「介護予防通所介護（デイサービス）」

日常生活上の支援や、レクリエーション、通いの場の提供、専門職による短期的な指導などを行います。
※事業所名等は、地域密着型サービス「地域密着型通所介護」参照

◎一般介護予防事業

【対象者】

- **65歳以上で必要な方**

高齢者の皆さんが元気でいきいきと生活し、要介護状態にならない様にするための教室などを実施します。

・機能訓練教室
・グループリハビリ教室　　など
※詳しくは、地域包括支援センターにお問い合わせください。

生活環境を整えるサービス

【要介護】福祉用具貸与（レンタル）
【要支援】介護予防福祉用具貸与（レンタル）

日常生活の自立を助けるための福祉用具を貸与します。月々の利用限度額の範囲内で、実際にかかった費用の１～３割が利用者の負担です。

要介護４・５の方が利用可能

要介護２・３の方が利用可能

要支援１・２/要介護１の方が利用可能
①手すり（工事をともなわないもの）②スロープ（工事をともなわないもの）
③歩行器 ④歩行補助つえ（松葉づえ、多点つえ等）

⑤車いす ⑥車いす付属品（電動補助装置等） ⑦体位変換器（起き上がり補助装置を含む）
⑧移動用リフト（つり具の部分を除く） ⑨特殊寝台 ⑩特殊寝台付属品（マットレス等）
⑪認知症老人徘徊感知機器 ⑫床ずれ防止用具

⑬自動排泄処理装置（原則として要介護４・５のみ）

【要介護】特定福祉用具販売（購入費支給）
【要支援】特定介護予防福祉用具販売（購入費支給）

入浴や排せつなどに使用する福祉用具を購入した際に、一年度10万円を上限に購入費の７割～９割を支給します。（購入前に村へ申請が必要です。）

●腰掛便座（便座の底上げ部材を含む） ●自動排せつ装置の交換部品
●入浴補助用具（入浴用いす、浴槽用手すり等） ●簡易浴槽 ●移動用リフトのつり具部分

※指定を受けていない事業者から購入した場合は、支給の対象になりませんのでご注意ください。

【要介護】住宅改修費支給
【要支援】介護予防住宅改修費支給

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をした際、１つの住宅につき、改修費が20万円を上限に改修費の７割～9割を支給します。
費用を全額支払った後に、村から給付費が支給される「償還払い」が一般的です。
※改修前に村へ申請が必要になります。担当ケアマネジャーに相談しましょう。

◎介護保険の対象となる改修の例
●手すりの取り付け
●段差や傾斜の解消
●滑りにくい床材・移動しやすい床材への変更
●開き戸から引き戸への扉の取り替え、扉の撤去
●和式から洋式への便器の取替え
●その他これらの各工事に付帯して必要な工事 など

手続きの流れ（事前と事後の申請が必要です）
【償還払い（後から払い戻される）の場合】

①相談
担当のケアマネジャー等に相談します。

②事前申請
改修を始める前に必要な書類を提出します。
・住宅改修が必要な理由書 ・支給申請書 など

③改修依頼・支払い
村から着工の許可が下りてから着工します。
改修費用を事業所に一旦全額支払います。

④事後申請
支給申請の為の書類を提出します。
・着工後の写真 ・費用の内訳書 など

⑤ 給付（払い戻し）
改修が介護保険の対象であると認められた場合
介護保険対象代金の７～９割が支給されます。

介護サービスの利用者負担

サービスを利用した場合、利用者はサービスにかかった費用の一部をサービス業者へ支払い、残りは介護保険（村）からサービス事業者に支払います。

介護サービスの自己負担割合の判定基準

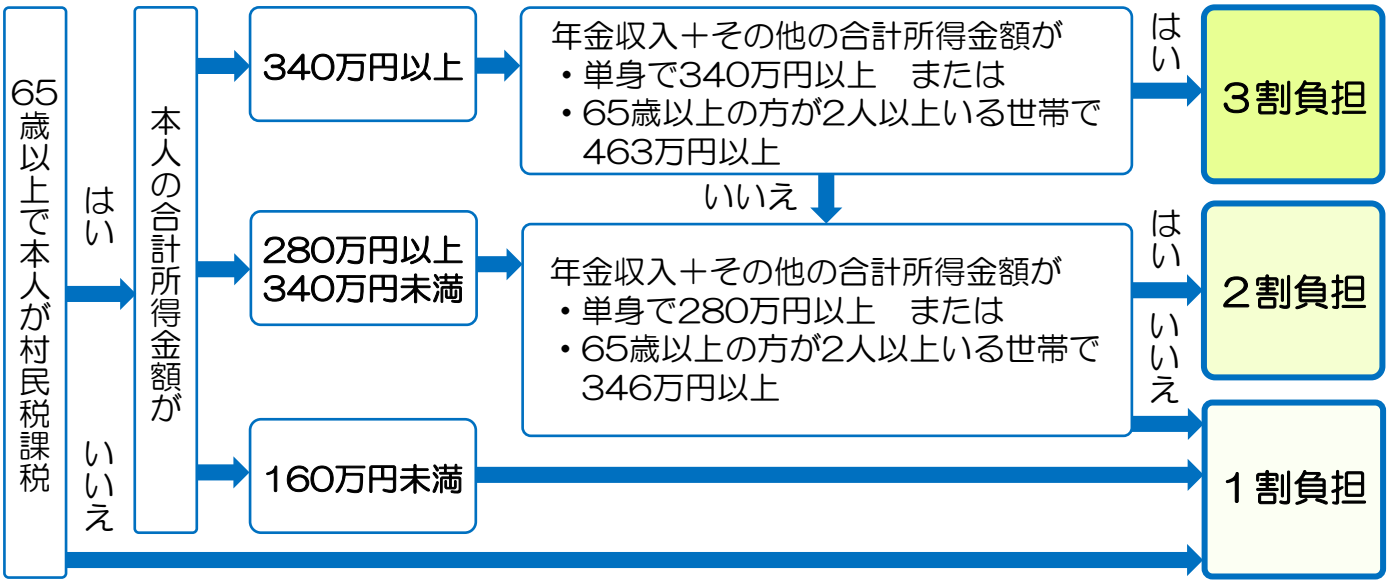

※前年の所得により負担割合を決定します。（適用期間は８月１日～翌年の７月３１日）
※40～64歳の方（第２号被保険者）は、所得にかかわらず１割負担です。

介護保険で利用できる上限額

在宅サービス・介護予防サービスでは、要介護状態区分に応じて上限額（支給限度額）が決められています。上限額の範囲内でサービスを利用するときは、利用者負担の割合は１割、２割、または３割ですが、上限を超えた分は全額利用者の負担になります。

要介護状態区分	１か月の支給限度額	自己負担割合		
		１割負担	２割負担	３割負担
要支援１	50,320円	5,032円	10,064円	15,096円
要支援２	105,310円	10,531円	21,062円	31,593円
要介護１	167,650円	16,765円	33,530円	50,295円
要介護２	197,050円	19,705円	39,410円	59,115円
要介護３	270,480円	27,048円	54,096円	81,144円
要介護４	309,380円	30,938円	61,876円	92,814円
要介護５	362,170円	36,217円	72,434円	108,651円

支給限度額の中に含まれないサービスもあります

- ●特定福祉用具購入（給付対象は10万円まで）
- ●住宅改修費の支給（給付対象は20万円まで）
- ●居宅療養管理指導
- ●認知症対応型共同生活介護（短期利用を除く）

など

施設を利用するサービスの利用者負担

在宅サービス・介護サービスの中でも、施設に通い・泊まりで利用するサービスや、施設に入所している方へのサービスは、食費や居住費（滞在費）などが別途自己負担となります。

利用者負担の軽減

介護保険施設や短期入所生活・療養介護を利用するときの食費、居住費（部屋代）については、本人による負担が原則ですが、所得が少ない方については、状況により第１段階から第３段階までの負担軽減となります。
ただし、所得が少ない方であっても、預貯金等の金額が基準値を超えている場合は、軽減（第１～第３段階）の対象外になります。
●負担軽減を受けるには、申請が必要です。（毎年8月までに更新があります。）
●本人及び配偶者の預貯金等をすべて申告することになっています。（写しを提出）

利用者負担段階別（軽減対象者）

負担段階	対象者 ※平成28年8月以降は、非課税年金も含む。	預貯金・有価証券・預金・負債などの資産の合計 ※世帯分離している配偶者も含みます。
第1段階	●生活保護受給者	要件なし
	●世帯（世帯を分離している配偶者を含む。以下同じ）全員が市町村民税非課税である ●老齢福祉年金受給者	・単身1,000万円以下 ・夫婦2,000万円以下
第２段階	●世帯全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と年金収入額と非課税年金の収入額の合計が年間で82.65万円以下の方	・単身　650万円以下 ・夫婦1,650万円以下
第３段階①	●世帯全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と年金収入額と非課税年金の収入額の合計が年間で82.65万円超120万円以下の方	・単身　550万円以下 ・夫婦1,550万円以下
第3段階②	●世帯全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間で120万円超の方	・単身　500万円以下 ・夫婦1,500万円以下
第4段階	●世帯に課税者がいる者 ●市町村民税本人課税者	

居住費、食費の負担軽減

利用者負担段階別の負担限度額　（令和8年８月改正）

負担段階	居住費（滞在費）					
	ユニット型個室 日額(月額)	ユニット型個室的多床室 日額(月額)	従来型個室		多床室	
			特養 日額(月額)	老健・医療院等 日額(月額)	特養 日額(月額)	老健・医療院等 日額(月額)
第1段階	880円 (2.6万円)	550円	380円	550円	0円	0円
第2段階	880円 (2.6万円)	550円	480円	550円	430円	430円
第3段階①	1,370円 (4.2万円)	1,370円	880円	1,370円	430円	430円
第3段階②	1,470円 (4.2万円	1,470円	980円	1,470円	530円	530円
一般の方	2,066円	1,728円	1,231円	1,728円	915円	697円

負担段階	所得段階	食費の限度額（日額）**特養**	食費の限度額（日額）**短期入所**
第1段階	生活保護世帯等	300円	300円
第2段階	住民税が非課税、収入が82.65万円以下	390円	600円
第3段階①	住民税が非課税、収入が82.65万円超120万円以下	680円	1,030円
第3段階②	住民税が非課税、収入が120万円超	1,420円	1,360円
一般の方	住民税が課税	1,545円	1,545円

※「特養」は、特別養護老人ホームで、「特養以外」は、介護老人保健施設などです。
やすらぎ苑へ入所、短期入所を利用するときは、太枠のいずれかが適用されます。

⚠ 楽楽心（ららはーと）の利用者負担について

楽楽心（ららはーと）の利用における宿泊費（1泊）1,350円～3,000円、
食費（1食）300円は、上記の負担限度額の対象となりません。

利用者負担が高額になったときの負担軽減

同じ月に利用した介護サービス利用者負担（１～３割）の合計額が高額になり、下記の限度額を超えた場合は、超えた分が**「高額介護サービス費」**として後から給付されます。
●給付を受けるには、申請（領収書、印鑑）が必要です。
●一世帯にサービス利用者が複数人いる場合は、世帯全員の利用者負担額を合計します。

区分	自己負担限度額(月額)
課税所得690万円以上（年収約1,160万円以上）	140,100円（世帯）
課税所得380万円～課税所得690万円未満（年収約770万円～年収約1,160万円未満）	93,000円（世帯）
・村民税課税 課税所得380万円未満（年収約770万円未満）	44,400円（世帯）
・世帯全員が村民税非課税	24,600円（世帯）
・前年の公的年金等収入金額＋その他の合計所得金額の合計額が８２.65万円以下の方等	24,600円（世帯） 15,000円（個人）
・生活保護受給者	15,000円（個人）

介護保険と医療保険の支払いが高額になったときの負担軽減

介護保険と医療保険の両方を利用して、同一世帯内で年間（８月～翌年７月）の利用者負担合計額が一定の負担限度額を超えた場合に、**「高額医療・高額介護合算制度」**として、超えた分が後から支給されます。
●医療保険から対象者に通知がされます。
●給付を受けるには、申請が必要です。
●同一世帯でも、家族がそれぞれ異なる医療保険に加入している場合は合算できません。

高額医療・高額介護合算制度の利用者負担限度額（年額）

70歳未満の人がいる世帯		70歳以上の世帯	
所得要件	基準額	所得要件	基準額
基礎控除後の所得が901万円超	212万円	課税所得が690万円以上	212万円
基礎控除後の所得が600万円超～901万円以下	141万円	課税所得が380万円以上	141万円
基礎控除後の所得が210万円超～600万円以下	67万円	課税所得が145万円以上	67万円
基礎控除後の所得が210万円以下	60万円	課税所得が145万円未満	56万円
住民税非課税	34万円	住民税非課税	31万円
		住民税非課税（所得が一定以下）	19万円

この様な費用は対象となりません
●特定福祉用具購入費の利用者負担分　●支給限度額を超える利用者負担額
●住宅改修費の利用者負担分　●居住費（滞在費）・食費・日常生活費など

わたしのまちの介護保険料

保険料の決まり方

介護保険の財源は、40歳以上の方に納めていただく保険料と公費（税金）で運営しています。保険料は、村において介護サービスがまかなえるよう算出された「基準額」をもとに決まります。令和６年度から８年度までの基準額は、第9期猿払村介護保険事業計画に基づき「 82,800円（年額）」となります。

※国の基準に従い、所得段階が9段階から13段階へ多段階化されております。

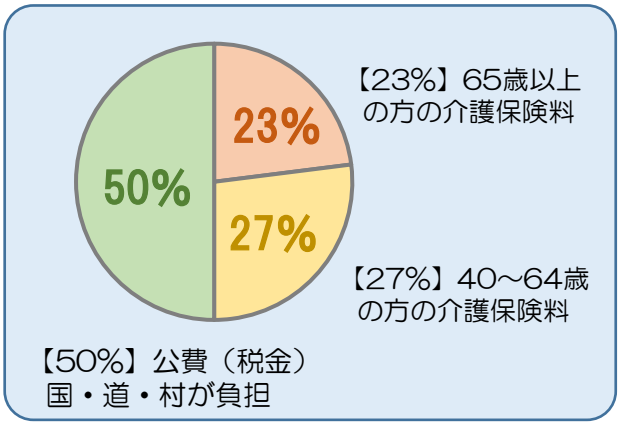

◎基準額の決まり方（年額）

猿払村で必要な介護サービスの総費用 × 65歳以上の方の負担分23% ÷ 猿払村に住む65歳以上の方の人数 ＝ **猿払村の保険料の基準額 82,800円（6,900円／月）**

◎令和元年度より低所得者（第1～3段階）の保険料が軽減されています。

平成27年度より第1段階の方の保険料については負担軽減を実施していますが、令和元年の10月の消費税率10%の引き上げに合わせて、更に第1段階から第3段階の保険料が軽減されました。

◎猿払村の介護保険料（65歳以上の方）

どの保険料段階で保険料を納めるかは、世帯ごとではなく個人ごとに決まります。

所得段階	対象となる方		調整率	保険料（月額）
第1段階	●生活保護受給者の方 ●老齢福祉年金受給者で、世帯全員が村民税非課税の方 ●世帯全員が村民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方		基準額 ×0.285	軽減後23,520円(1,960円) [軽減前37,560円(3,130円)]
第2段階	世帯全員が村民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が	80万円超 120万円以下の方	基準額 ×0.485	軽減後40,080円(3,340円) [軽減前56,640円(4,720円)]
第3段階		120万円超の方	基準額 ×0.685	軽減後56,640円(4,720円) [軽減前57,120円(4,760円)]
第4段階	世帯の誰かに村民税が課税されているが、本人は村民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が	80万円以下の方	基準額 ×0.90	74,520円(6,210円)
第5段階 （基準額）		80万円超の方	基準額 ×1.00	82,800円(6,900円)
第6段階	本人が村民税課税で前年の合計所得金額が 	120万円未満の方	基準額 ×1.20	99,360円(8,280円)
第7段階		120万円以上 210万円未満の方	基準額 ×1.30	107,640円(8,980円)
第8段階		210万円以上 320万円未満の方	基準額 ×1.50	124,200円(10,350円)
第9段階		320万円以上 420万円未満の方	基準額 ×1.70	140,760円(11,730円)
第10段階		420万円以上 520万円未満の方	基準額 ×1.90	157,320円(13,110円)
第11段階		520万円以上 620万円未満の方	基準額 ×2.10	173,880円(14,490円)
第12段階		620万円以上 720万円未満の方	基準額 ×2.30	190,440円(15,870円)
第13段階		720万円超の方	基準額 ×2.40	198,720円(16,560円)

◎介護保険料の納め方

納め方は受給している年金の額により**普通徴収**と**特別徴収**に分かれ、個人で納め方を選ぶ事はできません。（老齢福祉年金は対象外です。）

普通徴収

年金が年額18万円**未満**の方→**【納付書】**や**【口座振替】**で各自納めます

●保険料の年額を納付期限に合わせて納めます。
●村から納付書が送付されますので、役場出納室または村内金融機関で納めてください。

忙しい方、なかなか外出ができない方は口座振替が便利です。

手続き

①介護保険料の納付書、通帳、印かん（通帳届出印）を用意します。
②村内の取り扱い金融機関で申し込みできます。
※口座振替の開始は、申し込み日の翌月以降からになることがあります。
※口座の残高をご確認ください。残高不足で引き落としできないケースがあります。

特別徴収

年金が年額18万円**以上**の方→年金から**【天引き】**になります

●保険料の年額が、年金の支払い月に年６回に分けて天引きになります。
●特別徴収の対象者として把握されると、おおむね半年～１年後から保険料が天引きになります。
特別徴収は、**仮徴収**と**本徴収**によって納めていただきます。

仮徴収：4月 → 6月 → 8月
本徴収：10月 → 12月 → 2月

仮徴収
介護保険料は前年の所得等をもとに決まるので、保険料が確定するのは６月以降となります。そのため、４月、６月、８月は、仮に算定された保険料での徴収となります。

本徴収
確定した年間保険料額から仮徴収分を引いた額を10月、12月、２月の３回に分けて徴収します。

こんなときは、一時的に納付書で納めます
●年度途中で保険料が増額になった
●年度途中で65歳になった
●年度途中で老齢（退職）年金・遺族年金・障害年金の受給が始まった
●年度途中で他の市町村から転入した
●保険料が減額になった
●年金が一時差し止めになった
など

介護保険料Q&A

Q. 保険料はいつから納め始めるのですか？
A. 保険料は、６５歳の誕生日の前日に属する月の分から納めます。
●８月１日が６５歳の誕生日の方⇒７月分から納めます
●８月２日が６５歳の誕生日の方⇒８月分から納めます

Q. サービスを利用してはいないのですが、介護保険料は納めないといけないのですか？
A. 保険料は、地域の介護サービス費をまかなう大切な財源であり、介護が必要になったときの保険です。制度を維持していくためにも、確実に納めていただくようお願いします。

Q. 所得が少なくても保険料を納めなければならないのですか？
A. 所得の少ない方については、負担が大きくならないように保険料額が設定されていますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

Q. 保険料を滞納すると？
A. 特別な事情が無いのに、保険料の滞納が続く場合、未納期間に応じて給付が一時差し止めになったり、本来１～３割である利用者負担が３割又は４割になったりする措置がとられますので、保険料は必ずお納めください。

Q. 40～64歳の保険料は？
A. 40～64歳（第２号被保険者）の保険料は、加入している医療保険の算定方式を基本として決まり、医療保険料（税）などとして一括して納めます。

介護保険以外のサービス

猿払村独自の保健福祉サービス

村では高齢者に対し、生活を支援するために介護保険のサービスとは別に村独自の保健福祉サービスを行っています。サービスの種類や内容、対象者、利用者負担などは、各担当窓口までお問い合わせください。

地域包括支援センター（電話01635-2-2090）担当のサービス

- 緊急通報装置設置
- 軽度生活支援事業
- 生活管理指導員派遣事業
- 生活管理指導短期宿泊サービス事業
- 「食」の自立支援事業（配食サービス）
- 訪問理美容サービス事業
- 外出支援サービス事業
- 介護用品支援事業（要介護４以上）

保健福祉課（電話01635-2-2040）担当のサービス

- 高齢者食生活改善事業（男の栄養教室・いきいき栄養教室・ゆっくり栄養教室）
- けんこう運動教室（ころばん運動教室・はつらつ運動教室）
- 乗合事業者無料乗車券交付事業（シルバーカード・パス）
- 福祉輸送事業（通院支援事業・理容所移動支援事業）
- インフルエンザ予防接種助成
- 高齢者肺炎球菌予防接種助成
- 歯科検診事業

猿払村社会福祉協議会（電話01635-2-3685）担当のサービス

- ふれあい学級
- ふれあいサロン
  （浅茅野・浅茅野台地・浜猿払・小石・わんわんクラブ・サロンふきのとう）
- 成年後見支援センター
- 日常生活自立支援事業

総務課（電話01635-2-3131）担当のサービス

- 福祉輸送事業（一般輸送事業）
- 福祉輸送無料乗車券交付事業

地域交流課（電話01635-2-2722）担当のサービス
※楽楽心（ららはーと）でのサービス

- 喫茶
- カラオケ
- 昼食
- 入浴
- 宿泊

（※一部利用できない場合があります）

介護保険に関するお問い合わせ
お困りごとやご相談は以下まで

猿払村保健福祉課
猿払村鬼志別北町２８番地　猿払村保健福祉総合センター内
電話　：01635-2-2040　ＦＡＸ：01635-2-2075

猿払村地域包括支援センター
猿払村鬼志別南町２４３番地　楽楽心（ららはーと）内
電話　：01635-2-2090　ＦＡＸ：01635-2-2711